

1 対象者（第3条関係）

(1) 「鳥取県に避難し、鳥取県内に居住する者又はその世帯」について

日本に入国後、鳥取県以外の都道府県に居住し、そこから鳥取県に転入してきた者も含まれる。この場合、鳥取県に転入してくるまでの間に、他都道府県等の類似の制度により給付金の給付を受けていても、この生活支援金の支給対象外とはならない。

なお、鳥取県に転入した際に本支援金を受給し、一度転出した後、再度鳥取県に転入して来た場合には、支給対象とはならない。このため、支給した者の情報は、申請書及び支給決定通知の写しをデータベースに登録すること等により福祉保健課において情報管理する。

<質疑応答>

問) 他都道府県等の類似の給付金を受給していても、鳥取県の生活支援金の支給対象外としないのはなぜか？

答) 都道府県間等を移動される理由はそれぞれ個別の事情があると考えられるが、移動には交通費が必要であり、また、転居先での生活が落ち着くまでの生活支援は必要であると考えられるため、支給の対象とする。

(2) 「令和4年2月24日のロシア軍のウクライナ侵攻の影響により、鳥取県に避難し、鳥取県内に居住する者又はその世帯」について

ウクライナからの避難民であることを証する書類がないことが想定されるため、交流人口拡大本部が出入国在留管理庁等に避難民であることを確認した世帯（者）を支給対象世帯（者）とする。については、交流人口拡大本部は福祉保健部に必要な情報を適宜伝達するものとする。

(3) その他

<質疑応答>

問) 生活福祉資金の貸付を受けているものは生活支援金の支給対象とはならないという制限はあるか？

答) それぞれ別の制度であり、2つ同时对象にはならないという制限はない。

2 支給要件（第4条関係）

(1) 「その他福祉保健部長が特に認める住宅等」について

親類、知人等の住宅のいずれをも対象とし、有償無償を問わないものとする。疑義のある場合は、住宅の形態等を聞取り、支給決定する。

<質疑応答>

問) ホームステイなども対象となるか？

答) ホームステイのようなケースも対象となる。

(2) 「居住開始年月日から1か月以上」について

居住を開始した日から、翌月の応当日の前日まで居住する場合を対象とする。応当日の前日に転

出する場合も対象に含まれる。なお、月の初日から居住を開始した場合は、その月の末日まで居住する場合が対象となり、末日に転出する場合も対象に含まれる。

(3) 「1か月以上の期間、居住することが見込まれる」について

申請書の「今後居住見込み期間」に記載される期間をもって判断する。記載された内容が1か月以上であればよく、「1か月以上」あるいは「半年程度」などの記載で足りる。

<質疑応答>

問) 居住開始年月日から1か月が経過しないうちに県外へ転出した場合にはどうなるか?

答) 申請時において1か月以上の居留意思があれば該当要件を満たすと考えるので、その後の事情の変更等によって1か月未満で県外へ転出しても直ちに返還請求は行わない。

3 支給額（第5条関係）

(1) 「一世帯」について

原則として、一つの賃貸借住宅等又は住宅等（以下、「住宅」という。）に住むものを一世帯とみなす。元の居住地（ウクライナ等）における生計が同一であったか否かを問わない。血縁関係にあるか否かも問わない。逆に、住民票上の世帯が同一であっても、別々の住宅に住む場合は、それぞれを一世帯とみなす。

ただし、一つの住宅に住む場合であっても、同一生計でないなどの理由で、一世帯とみなすことが適当でないと福祉保健部長が判断するときは、この限りでない。

(2) 「単身者」について

一つの住宅に単身で住む者を指す。単身であるか否かは、申請日を基準として判断する。なお、申請後、家族を呼び寄せるなどにより、複数の者が当該住宅に住むことになった場合、遡って「一世帯」の支給額を適用することはできない。

ただし、あらかじめ、近日中に家族を呼び寄せることが明らかである場合には、福祉保健部長の判断により世帯として扱うことができる。なお、その事情等を聞取り票に記録しておくものとし、居住開始日は、単身で居住開始した日から起算して差し支えないものとする。

<質疑応答>

問) ただし書の取扱いについて、単身で居住開始した日を起算日とする理由は何か?

答) 近日中に家族を呼び寄せることが明らかである場合には、単身での生活を開始した時点から、家族との同居を前提とした準備が行われると考えられるため。

4 支援金の支給申請（第6条関係）

(1) 「必要な添付書類」について

支給申請書（様式第1号）の裏面に記載しているとおり。

本人確認書類は、写しを取り保管する。なお、写しを持参された場合は、その写しを受け取る。県内居住確認の書類は、列挙した書類のいずれか一つがあれば足りる。写しを取り保管する取扱いとする。

「同居を証明する書類」は、親類の住宅等に居住する場合に、当該住宅等を提供する当該親類等に作成していただき、原本を徴する。なお、別添のとおり本運用方針で様式を例示しているが、必要な項目が記載されていれば様式は問わない。

5 支援金の支給（第8条関係）

(1) 領収書の徴取

資金前渡の方法により支援金を支給した場合は、鳥取県会計規則の規定に従い領収書を徴することとなる。別添のとおり本運用方針で様式を例示しているが、必要な項目が記載されていれば様式は問わない。

(2) 現金給付の方法

福祉保健部内において交付する取扱いを基本とするが、福祉保健部長の判断により、訪問して給付しても差し支えないものとする。

(様式の例)

領収書

金 円

ただし、ウクライナからの避難民に対する生活支援金として

平成 年 月 日

現在の住所又は居所

氏名 (自署)

(資金前渡受領者) 様